

農林水産大臣
若林正俊様

中・長期開門調査の早期実施を求める
要請書

平成20年7月8日

佐賀県

中・長期開門調査の早期実施を求める要請書

近年、有明海は、流況の変化、底質の悪化、赤潮の多発、貧酸素水塊の発生など漁場環境が悪化し、二枚貝類などの資源量は大幅に減少したまま回復せず、漁船漁業は深刻な状況が続いています。

去る6月27日、佐賀地方裁判所は、有明海沿岸の漁業者らが国営諫早湾干拓地の潮受堤防の撤去や排水門の常時開放を求めていた訴訟において、「判決確定の日から3年を経過する日までに、潮受堤防の排水門を開放し、以後5年間にわたって開放を継続せよ。」と漁業者らの願いを認める判決を言い渡しました。

判決では、国において、中・長期開門調査を実施して因果関係の立証に協力しないことは、立証妨害と同視できるものであると指摘しています。

当県は、これまで、有明海の再生のため、環境変化の仕組みを科学的に解明することが必要であり、中・長期開門調査をはじめ徹底した原因究明調査の実施を提案してきました。

一日も早い有明海の再生は、漁業者のみならず、県民の願いであり、農林水産省は、今回の判決を重く受け止め、控訴を断念し、早急に中・長期開門調査を実施されるよう強く要請します。

平成20年7月8日

佐賀県知事 古川 康

